１．　子ども子育て支援制度と区分の認定について

子ども子育て支援制度により、教育施設・保育施設に入園する子どもは市町村で区分の認定を受ける必要があります。

市からお渡しする入園申込書を確認し、以下のどの区分にあてはまるか市町村で判断し認定証を交付します。

区分	２号認定 （保育認定　満３歳以上）	３号認定 （保育認定　満３歳未満）
対象者	児童が満３歳以上で、保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	児童が満３歳未満で、保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先	・認可保育所 ・認定こども園	・認可保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所
認定期間	卒園まで または入所要件ごとに定める期間まで	満３歳の誕生日まで または入所要件ごとに定める期間まで

＊１号認定（幼稚園・認定こども園のうち教育認定）の方は園に直接申し込みください。
（今回の保育施設の申し込みとは別になります。）

２．　保育時間について

保護者の入所要件や就労時間により利用時間（預けられる時間）が決まります。利用時間は世帯によって違いますが、申請書類に基づき市町村で判断します。

「保育標準時間」・・最長１１時間保育（7：30～18：30）　月 120 時間以上の就労

※ 7：00 開所の保育施設については、（7：00～18：00）が保育標準時間の利用可能時間です。

「保育短時間」・・・最長　８時間保育（8：00～16：00）　月 64 時間以上 120 時間未満の就労

利用時間のイメージ（公立の場合）

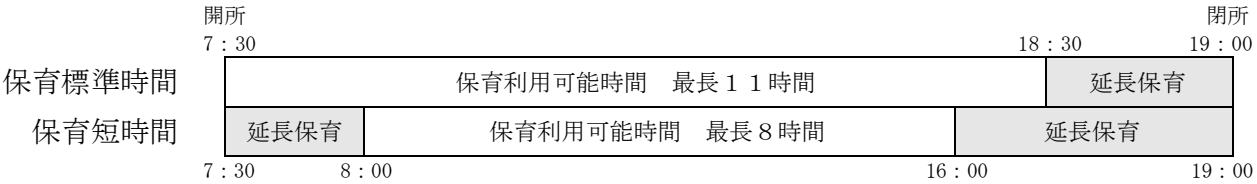

✦保育施設は、事情により保護者が家で保育をすることができない児童をお預かりする施設です。

✦児童の発育のためには家庭で過ごす時間も大切です。無理のない範囲で適切な時間帯での利用をお願いいたします。

３．　保育施設に入園できる児童

住所が小諸市にあり、父母両方が下記のいずれかの要件に該当する児童。
主な入所要件（保育が必要な事由）の詳細と添付書類は次の一覧をご覧ください。

入所要件 （保育が必要な事由）	適用事由と入所できる期間	提出書類
家庭外労働 （農業含む）	月に６４時間以上、居宅外で労働していること 農業の場合は上記に加え、30 アール以上の耕作地があること	就労証明書
家庭内労働 （内職・自営等）	家庭内で月に６４時間以上、家事以外の労働をしていること	就労証明書
母親の産前産後	母親が産前または産後であること （産前産後各３か月、最長７か月）	母子手帳の写し
保護者の病気等	疾病または障がいにより保育できない状態であること	医師の診断書の写し （有効期限のない身体障害手帳でも可）
病人等の介護	同居の家族が常時介護が必要な状態であること または、親族に介護が必要で他に介護できるものがいない場合	医師の診断書
求職活動	保護者が仕事を探しているか、起業の準備をしていること（９０日間）	求職証明書
就学	保護者が学校、職業訓練校等に通っていること	在学証明、職業訓練の場合は申込みと日程のわかる書類の写し

上記は一部例です。その他の要件、ご不明な点は、子ども育成課までお問い合わせください。

ご注意ください

・入所要件に該当しない場合は児童を保育施設でお預かりできません。
・保育園について、入園後に入所要件に該当しなくなった場合は、退園となります。
（認定こども園・幼稚園については各園にご相談ください。）

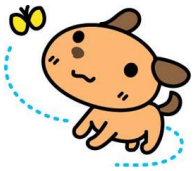

４．　入園の申込み方法　（新規入園希望の場合）

◇　受付期間　・・・・・　令和５年 10 月 23 日（月）～11 月 10 日（金）まで
平日８時 30 分～17 時 15 分

◇　受付場所　・・・・・　教育委員会事務局　子ども育成課　（小諸市役所２階）

◇　休日特別受付　・・・　令和５年 10 月 29 日（日）　午前９時～12 時（正午）
令和５年 11 月５日（日）　午前９時～12 時（正午）
小諸市役所１階　宿直室
※時間外通用口から入り、宿直室の職員に「保育園の申し込み」とお伝えください。

◇　申込みに必要な書類
（１）　施設型給付費・地域型保育給付費等　支給認定申請書（ピンク色の用紙）
（２）　保育園入園申込書（児童台帳）
（３）　保育が必要な事由を証明する書類（就労証明書、求職申立書等）
（４）　マイナンバー（個人番号）確認票

書類提出時に保護者（申請者）１名について下記の書類を確認します。

番号確認と本人確認について

個人番号カードの有無	必要書類	
個人番号カードを持っている場合	・　個人番号カード	
個人番号カードを持っていない場合 ※ ①と②の書類の両方が必要です。	①番号確認書類	・　マイナンバー通知カード ・　個人番号記載の住民票の写し　いずれか１点
	②本人確認書類	・　写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳、在留カード等）のうち１点 ※　上記の写真付き身分証明書を提示できない場合は、保険証、年金手帳、児童扶養手当証明書等の書類のうち２点

＊書類についてのご相談、ご不明な点については、子ども育成課までお問い合わせください。
＊お申込み後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

５．　申込みの注意事項

（１）　小諸市に住所がある方（今後、転入する予定の方を含む）以外は申込みできません。

（２）　「３．保育施設に入園できる児童」に該当するかご確認ください。「下の子の育児に手がかかる」「子どもを集団に慣れさせたい」等の理由では入園できません。

（３）　４月からではなく、令和６年度途中に入園を希望している方もこの申込み期間中に申込みください。育児休業中は入園できませんが、育児休業終了後に年度途中の入園を希望される方は申込書を提出してください。また、転入予定・出産予定の方も申込書を提出できます。出産予定の方は生年月日の欄に出産予定日を記入してください。

（４）　申込み期間終了後に申込書が提出された場合は、定員により保育施設へ入園できない場合があります。

（５）　申込書提出後、キャンセルするときは教育委員会事務局子ども育成課までご連絡ください。申込書提出後に小諸市より転出された方は申込をキャンセルしたとみなします。

（６）　入所後「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合は退園となります。**（認定こども園・幼稚園の場合は各園にご相談ください。）**

（７）　基本的に市内の保育園の入所を検討いただき、保護者の勤務先が市外にあり送迎が困難などやむを得ない事情の場合のみ市外の保育園の入所（広域入所）が認められます。書類が提出され次第の協議となりますので、お早めにご相談ください。

６．　入園の優先順位について

・先着順ではありません。

・入園希望児童数が保育施設の定員を上回った場合、小諸市の定める優先順位の高い家庭の児童より入園を決定します。

７．　保育料について

保育料は保護者等の市民税額により決定します。幼児教育無償化に伴い、３～５歳児の保育料は無料となりますが、副食費 4,500 円/月は実費徴収となります。０～２歳児の令和６年４月から８月までの保育料は令和５年度市民税額で、令和６年９月から令和７年３月までの保育料は令和６年度の市民税額で決定します。

税証明の提出を求められた方は必ず提出してください。

【保育料納入方法】

納入通知書でお支払いただく方法と、口座振替があります。口座の登録用紙は園または子ども育成課でお渡しします。認定こども園・小規模保育事業所は、施設へ直接納入となります。納入方法は各施設へご確認ください。

８．　入園までの手続きのながれ

【保育施設入園手続き】

１　入園申込書提出
令和５年 10 月 23 日～11 月 10 日
子ども育成課へ提出してください。

２　面接
令和６年１～２月
日時は郵送で通知します。
市役所または各保育施設で行います。必ず入園希望児童を連れて出席してください。
※　４～６月入園希望の方のみです。認定こども園や途中入園の方は、各施設にお問い合わせください。

【区分認定の手続き】

１　支給認定申請書提出
入園申込書と一緒に提出してください。

２　書類審査
子ども育成課で申請書類を審査します。書類に不備や不足がある場合は認定できません。（保育施設に入園できません。）

３　認定証、利用決定通知書の交付
令和６年３月
郵送、または保育施設から直接書類を配布します。
（配布される書類）

４月入園希望者	認定証、利用決定通知書
７月以降入園希望者	仮予約通知（認定証等は入園直前に郵送します。）

４　入園案内（1日体験入園）
令和６年３月
各保育施設で開催します。必要な持ち物、保育施設のきまり等の説明をします。
※詳細については各保育施設へ直接お問い合わせください。

４
必要に応じて随時、認定の変更、更新をします。

※　認定証の確認のため、必要書類（就労証明等）は毎年提出していただきます。

５　入園式
詳細については各保育施設へお問い合わせください。

✿小諸市認可保育施設一覧✿
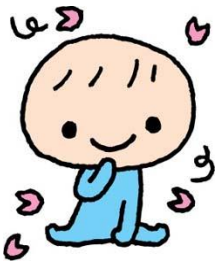
	保育園名	公私	所在地	電話	定員	開所時間	受入年齢	一時	延長
保育園	南保育園	公	御影新田 1265-1	22-2090	150	7:30-19:00	満１歳～ 就学前まで	○	○
	東保育園	公	八満 70	22-2553	100			○	○
	美里保育園	公	市 662-10	22-1687	90			○	○
	千曲保育園	公	山浦 3190-1	22-0504	60			×	○
	西保育園	公	滋野甲 907-1	22-4059	45			×	○
	南城森の保育園	公	甲 1991	22-2400	120			○	○
	ポッポの家保育園	私	与良町 3-3-5	23-3819	55	7:00-19:00	産休明け～ ２歳児	○	○
認定こども園	さくら保育園	私	六供 1-7-1	23-1601	99	7:00-19:00	３ヶ月位～ 就学前まで	○	○
	小諸幼稚園	私	三和 1-5-16	22-0355	80	7:30-18:30	要相談～ 就学前まで	○	○
	みすず幼稚園	私	東雲 3-15-4	22-1138	175	7:30-19:00	１歳～ 就学前まで	×	○
小規模保育事業所	ひなたぼっこ	私	東雲 3-15-4	22-1337	19	7:30-19:00	０～２歳児	○	○
新制度移行幼稚園	暁の星幼稚園	私	田町 2-3-33	22-0693	90 （予定）	7:30-18:30	要相談～ 就学前まで	×	○
	信学会 しらかば幼稚園	私	甲 1812-2	22-2327	120	7:30-19:00	要相談 （原則満３歳）～ 就学前まで	×	○
	信学会 小諸野岸幼稚園	私	与良町 2-9-13	22-2406	130	7:30-19:00	要相談 （原則満３歳）～ 就学前まで	×	○